

R3.12

住宅だより

日頃から災害に対する「心構え」と「備え」を！

火災が発生したときは、速やかに119番（消防署）に通報してください。

火災が発生すると、自らの生命や財産を損なうだけでなく、他の入居者に多大な迷惑をおよぼします。

家の中は、一人ひとりが責任をもって注意！

- ・消防用設備等の故障、避難上の障害・火災予防に関する異常等を認めた場合は、各住宅管理センターに連絡してください。
- ・電気器具・ガス器具などは、安全に使えるように、日ごろから点検し、火災防止に努めましょう。
- ・石油ストーブの燃料などは、安全な場所に保管し、外出するときや寝る前には、火の元を確かめましょう。
- ・住宅内の住宅用火災警報器（自動火災報知設備は除く）やバルコニーの避難ハッチは、いつでも使えるように管理しましょう。

廊下などの共用部分に物を置かない！

- ・廊下・階段・エレベーターホール前などの避難通路や防火扉付近には、物を置かないでください。
- ・玄関扉に網戸や中折れ戸を設置すると、防火・防犯や避難に支障が生じます。
- ・階段下など建物周辺の物陰に、燃えやすい物を置かないでください。

火災時は玄関扉を開け放しにしない！

- ・火災が発生した場合、避難通路である廊下に煙や炎が広がらないよう、玄関扉は常に閉鎖する構造になっています。扉にストッパーを挟むことやドアクローザー（ドア上部の自動閉鎖装置）の故障を放置することは止めてください。（ドアクローザーの修繕や取替えは入居者の負担となっています） ※一部ドアクローザーのない住宅もあります。

地震を感じたら、あわてず落ち着いて行動するようにしましょう。

市域に津波警報・大津波警報が発令の場合は、少しでも早く、高いところに避難しましょう。

地震から身を守るために

- ・地震が起きたら机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉めるなど、火元の確認と火の始末をしっかりと行いましょう。
- ・都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます。
- ・避難時はエレベーターを使用しないで、階段で避難しましょう。
- ・家具は転倒防止金具などで固定しておきましょう。また、家具の上には重いものやガラスなど、のせないようにしましょう。
- ・お住まいの地域ごとに避難場所などが決められていますので、各区役所が発行している「防災マップ」などで確認しておきましょう。



津波から身を守るために

- ・原則として車で避難することはやめましょう。渋滞により避難が遅れる場合があります。
- ・大阪市では、公共施設等を「津波避難ビル（水害時避難ビル）」として指定しています。「津波避難ビル（水害時避難ビル）」に指定されている市営住宅は、地域住民の方々や周辺地域の方々が3階以上の共用廊下部分に一時的に避難されることがありますのでご協力ください。



家賃及び駐車場使用料のお支払いは口座振替（自動払込）で！

口座振替（自動払込）をご利用いただくと、毎月月末にご指定の口座から自動的に家賃及び駐車場使用料を引き落としますので、納め忘れがなく安心で大変便利です。また、省資源化につながりますので、ご協力をお願いします。お手続きは、大阪府下の銀行やゆうちょ銀行などでできます。申込書が必要な場合や記入方法がわからない場合は、管轄の住宅管理センターまでお問い合わせください。

なお、口座振替（自動払込）をご利用の方については、残高不足の場合引き落としができませんので、事前に残高の確認をお願いします。



家賃は期限内に納付しましょう !!

大阪市は家賃・駐車場使用料滞納の解消にむけて、様々な取り組みを実施しています。

3ヶ月以上家賃や駐車場使用料を滞納すると、住宅・駐車場が明渡しの対象となり、訴訟提起・強制執行などの法的措置をとることとなりますのでお気を付けください。また、住宅の家賃は病気や失業等で特に収入が少なくなったり家賃の支払いが困難になったときに、入居者の申請により減額（減免）ができる場合があります。管轄の住宅管理センターへご相談ください。

家賃を納期限までに納付されないと

(駐車場使用料を滞納された場合もほぼ同様の流れになります。)

督促します

支払いがない場合

①滞納 1ヶ月より督促を行います

はがき、文書、電話等で支払いを求めます

②来所いただき、一括支払いを求めます

③一括払いができない場合は、事情をお聞きし、分割で支払いいただくこともできます

※ただし、一定の条件を満たしたうえで分割納入誓約書を提出していただきます

催告書を発送します

さらに支払いがない場合

来所に応じない場合

分割納入誓約が履行されない場合

保証人に通知します

さらに支払いがない場合

保証人から名義人に納付依頼をしてもらいます

住宅の使用承認を取り消します

使用承認が取消されると不正な入居状態となることから、家賃ではなく損害金を請求します

※損害金は、同等の近隣民間賃貸住宅家賃の2倍相当額となります

裁判所に訴訟を提起します

訴訟提起件数
(令和2年度)

62 件

和 解

判決

和解内容が履行されない場合

住宅の明渡し (自主退去・強制執行)

強制執行件数
(令和2年度)

51 件

市営住宅附帯駐車場について

- ・駐車場に空き区画がある場合は複数区画を利用できる場合があります。なお、複数区画利用のための待機者登録はできません。
- ・一部の住宅の駐車場では、入居者等の介護のために訪問されるご親族や介護事業者、また、ご高齢の入居者等の日常生活の補助（通院介添・買い物等）のために訪問されるご親族も月極めで利用が可能です（ご利用には一定の条件があります）。
- ・駐車場使用者又は当該使用者と同居するご家族が、障がい者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する場合は駐車場使用料の減免を受けることができます。
- ・「身体障がい者向け駐車場区画」は、駐車場使用者またはその者と同居している方が身体障がい者手帳1級もしくは2級に該当し、又は同程度の障がいがあり、かつ、車いすを常用している場合は、「車いす常用者向け住宅」の入居者に限らず月極めでご利用いただけます。
- ・上記項目に関する詳細や手続き・各種の相談は、管轄の住宅管理センターまでお問い合わせください。

迷惑駐車厳禁！

駐車場への契約車両以外の駐車、団地内や周辺道路での駐車は住民のみなさまの迷惑になるだけでなく、救急車や消防車などの緊急車両の通行を妨げ、救急活動や消火活動に支障をきたしますので、お互いの迷惑になるような駐車はやめましょう。

市営住宅集会所の目的及び禁止事項について

市営住宅の集会所は、市営住宅集会所管理規程及び運営要綱において、設置の目的、また使用に関しての各種禁止事項が定められています。集会所の目的、使用者の範囲、禁止事項等につきまして、改めてご理解、ご協力ををお願いいたします。

【目的】 市営住宅集会所は当該市営住宅団地の入居者全体及び周辺地域住民の共同の場として、相互の親睦、福利厚生、文化的行事及び地域コミュニティ育成等のために積極的に使用することを目的としています。

【禁止】 集会所の使用目的が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、使用することができません。

(1) 公安または風俗を害するおそれのあるとき (2) 政治活動を目的とするとき (3) 宗教活動を目的とするとき (4) 営利を目的とするとき (5) その他、集会所の管理運営上支障を来たすおそれのあるとき

市営住宅内における政治活動用ポスター等の掲示について

市営住宅内において、政治活動用ポスター及び推薦団体の演説周知用ポスターの掲示は、共用部分（共用する階段、廊下、外壁等）において禁止されています。また、専用使用部分についても、玄関扉や窓の外側、バルコニーの外側へのポスター掲示は禁止されています。

これらのポスター等を共用部分、若しくは窓の外側等に掲示している場合は、速やかに撤去するようお願いいたします。

収入申告書の提出はお済みですか？

市営住宅のうち、公営住宅・改良住宅・特別賃貸住宅等に入居されている方は、①世帯の収入、②住宅の広さ、③建築されてからの年数等によって家賃が決定します。

このため、入居者のみなさまの世帯収入を把握するために「収入申告書」等の提出が必要です。

提出されなかった場合、または提出されていても、収入申告等に必要な書類が不足したままで、収入認定ができないため、令和4年4月から家賃の上限額（近傍同種の住宅の家賃等）をいただくことになります。

まだ提出されていない方、または不足書類のある方は至急ご提出ください。

※特別賃貸住宅（井高野第6住宅19～21号館）、特定賃貸住宅（井高野住宅3・4号館、南江口第2住宅9～13号館、御崎住宅7・12号館、放出東住宅1号館を除く）、再開発住宅（阿倍野第1～第4住宅、毛馬第2住宅）に入居されている方は、収入申告等の必要はありません。

《 お知らせとお願い 》

◆市営住宅敷地での菜園等の個人使用は禁止されています

市営住宅敷地の一部を個人菜園等（植木鉢やプランター等が面的に配置された状態のものを含む。）で使用することは、共用部分の性質上禁止されています。該当する場合は速やかに撤去していただくようお願いします。

個人使用を発見した場合は、使用している方に対して指導を行い、撤去していただけない場合は、法的措置を講じるなど厳正に対処いたします。また、大阪市では、自治会管理のもとで植物の栽培を行う場合の基準を策定しています。（住宅及び共同施設の管理上支障のない場所に限られます。）詳しくは、下記URLを参照いただきか、自治会から管轄の住宅管理センターまでご相談ください。

【市営住宅団地内での自主緑化活動のための市営住宅緑地利用規程URL】

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000363590.html>



◆消防用設備の点検にご協力ください

消防法に基づき、住戸内に自動火災報知設備や避難器具などの消防用設備が設置されている住宅があります。消防用設備は、非常時や災害時に、入居者の生命・財産を守る大切なものです。そのため、年2回の定期点検が義務付けられており、みなさんが安心して生活できるよう、点検の際にはご協力をお願いします。

◆入居者による点検について

住宅内に設置されている住宅用火災警報器や手すり等の不具合等については、ご入居されている方により点検・対処していただく必要があります。下記の内容を参考に点検・対処していただくようお願いします。

・住宅用火災警報器（自動火災報知設備は除く。）

火災の発生を警報音により知らせる装置を台所や寝室に設置しています。月1回程度、本体のボタンを押して警報音が鳴ることを確認してください。（ボタンがないものは「自動火災報知設備」であり、入居者による点検の必要はありません。）電池切れ等の場合は電池交換や機器の取替を行ってください。

・非常呼びボタン（車いす常用者向住宅およびケア付き住宅に限る。）

車いす常用者向住宅およびケア付き住宅の浴室およびトイレに設置しています。年1回程度、ボタンを押して警報音が鳴ることを確認してください。（もう一度ボタンを押すと警報音が止まります。）警報音が鳴らない場合は機器の修繕又は取替を行ってください。（ただし、ケア付住宅については住宅管理センターにご連絡ください。）

・手すり

手すりについては、繰り返して力がかかること等により緩みやがたつき等が生じる場合があります。玄関やトイレの手すりに緩みやがたつき等がある場合は、取付ネジを締め直すなど、緩み等がないようにしてください。また、ユニットバス内の手すりに緩みやがたつき等がある場合は、各住戸に備えつけている取扱説明書に記載の取扱店にご相談ください。（取扱説明書がない場合等は住宅管理センターにお問い合わせください。）

◆業務用エアコンの点検及び廃棄の際の規制強化について

フロン排出抑制法により定期的な点検が必要となっている業務用エアコン（室外機の銘板に「第1種特定製品」と表示）について、同法の改正に伴い、令和2年4月からエアコンの機器更新時等、古い機器を廃棄する際に必要となるフロン類の回収に関する規制が強化されました。

集会所に業務用エアコンが設置されている場合は、定期的な点検を行い、また、機器を廃棄する際には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

なお、ルームエアコン（室外機の銘板に「ルームエアコン」と表示）は点検及び廃棄の際の規制強化対象となっていません。

【フロン排出抑制法ポータルサイト（環境省HP）】

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>



◆緑地や広場の利用について

緑地や広場は、こどもたちがルールを守ってボール遊びをしたり、お住まいの方や地域のみなさんが散歩などを楽しむ憩いの場です。

マナーを守り、利用者の方々に迷惑とならないようお互いが協力して使用しましょう。

◆エレベーターの利用について

エレベーターは、中で飛び跳ねるなどして揺らすと安全装置が作動して途中で止まり、閉じ込められる恐れがありますので、静かに乗りましょう。また、エレベーターに自転車やバイク等を乗り入れないでください。

このほか、エレベーターの敷居や扉の隙間に砂・小石やごみなどが詰まると、故障や閉じ込めの原因となることがありますので、内部や敷居は、入居者の方々で常に清掃してください。ただし、水を使用しての清掃は機器の故障の原因となりますので、行わないでください。

◆工作物設置承認申請について

住宅内の模様替えや工作物設置は原則として禁止されていますが、身体に障がいのある方や高齢の方等が日常生活に支障をきたすなど、やむを得ない事情がある場合は、申請により対応が可能な場合がありますので、住宅管理センターにご相談ください。

申請書様式は大阪市のホームページからダウンロードしていただき、住宅管理センターにお問い合わせください。
【市営住宅工作物設置等UR】

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000201186.html>

◆市営住宅敷地内に設置された看板について

市営住宅敷地内に設置されている看板で、表現等に問題があるものや設置者がわからない看板等については、順次撤去等をお願いすることになりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

看板の設置に関するご相談は管轄の住宅管理センターにお問い合わせください。

◆外装材等落下対策にご協力ください

点検や改修工事を充実するなどの対応を行っていますが、外装材等の落下のおそれがある箇所などを発見された場合は、住宅管理センターまでご連絡ください。また、バルコニーや廊下での水まきは、漏水や建物劣化、外装材落下等の原因となるおそれがありますので、行わないようお願いします。なお、外装材等の一部のはく離やバルコニーからの落下物等も考えられるため、必要な場合を除き、なるべく建物の壁際に近づかないでください。

◆ 結露を防ぐには ◆

コンクリートで建設された住宅は気密性が高いため、外気温が低い冬や、湿度が高い梅雨には、室内の湿気が、壁・窓ガラスの内側に水滴となってつくことがあります。これが「結露」です。結露を放置するとカビの発生やシミの原因になりますので、次のことに気をつけてください。

- ◆ 冬の外気は乾燥しています。時々、換気して室内の湿度を下げましょう。
- ◆ 室内温度が高くなりすぎないように、過剰な暖房を控え、湿度の調整（50%～60%程度）をしましょう。
- ◆ 家具は壁から少し離し、押入れは詰めすぎないようにしましょう。押入れの下、横、奥に「すのこ」を置くと効果的です。
- ◆ 石油ストーブ・ガスストーブ・湯沸器・加湿器・鍋・ヤカン等の使用、洗濯物の部屋干し、室内の植木は、水蒸気がたくさん発生しますので、特にご注意ください。
- ◆ 結露によるクロスや畳等のはがれやカビ等の補修に関しましては、個人負担になります。

★ 入居者のみなさまが快適に、仲良く暮らせるように

市営住宅は、多数の方が居住する共同住宅です。入居者のみなさまがお互いに快適な生活を過ごしていただくためにも、使用にあたっては必要な注意を払い正常な状態で維持していただくとともに、近隣の入居者の方に迷惑をかけないようにしましょう。

こうしたことに違反した場合は、入居者の保管義務違反や迷惑行為に該当することになり、是正指導等の対象になるとともに、改善されないなど悪質な場合は住宅の明渡しを求めるといった法的措置をとることになります。

- ・団地内での犬・猫などの動物の飼育はしないようにしてください。(盲導犬、介助犬及び聴導犬については、法律により飼育が認められていますので、飼育されている方は住宅管理センターへ所定の使用届を提出してください。)
- ・騒音に注意しましょう。日常生活に伴う音でも音量や時間帯によっては周囲には騒音となる場合があります。
- ・エレベーター・廊下・エレベーターホール前に物を置くことはやめましょう。
- ・バルコニーは緊急時の避難通路になりますので、物を置かないようにしましょう。
- ・水漏れに注意しましょう。
- ・生ごみ等の不衛生な物を放置するのはやめましょう。
- ・他の入居者に対して恫喝・脅迫したり、暴力をふるうことはやめましょう。
- ・住宅敷地内にて大声で騒ぐことや、建物に落書きをするなど、周囲に迷惑がかかる行為はやめましょう。
- ・バルコニーをはじめ共用部分で、ごみ・たばこのポイ捨てはやめましょう。喫煙マナーを守りましょう。



暴力団員は市営住宅に居住できません

市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保等を図る観点から、暴力団員は市営住宅に居住することができません。警察と連携のうえ暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求めるなど、市営住宅からの暴力団員排除の措置を行っています。

共益活動・自治会活動に参加しましょう

市営住宅は共同住宅ですので、団地内の清掃など入居者のみなさまが協力して行っていかなければならぬことがあります。

秩序ある団地生活を送るために入居者のみなさまによる自治会等が組織され、各々の団地の立地、規模や課題など団地の実情に合った共益費や共益活動を入居者のみなさまで決めて行っていただいている。

団地内の清掃や除草等の共益活動は、団地生活を支えるためになくてはならない基本的な活動ですので、入居者のみなさまの積極的な参加が必要です。

また、自治会等では入居者のみなさまの相互の親睦を図り、より明るく楽しい団地生活を送っていただくための様々な活動も行われていますので、自治会等に加入し、自治会活動への積極的な参加にご協力ください。

入居者どうしの助け合いについて

市営住宅には、高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭など、さまざまな配慮や支援を要する方もお住まいです。また、体調を崩されたり、介護や子育て等、様々な理由により多忙であったりといったことは誰にでもあります。それらの程度や内容は一人ひとり違いますし、外見からでは配慮や支援が必要かどうか分からない方もいます。

日頃のご近所付き合いや自治会活動などにおいては、それぞれの事情を理解し、互いを尊重しあって思いやりをもった行動や配慮をお願いします。

ご近所どうし日頃から声を掛け合い、孤立や孤独を防ぐとともに、災害発生時など、緊急時の助け合いにつなげましょう。

また、何か困りごとがありましたら、各区保健福祉センターのほか、下記の窓口にもご相談ください。

相談の窓口（例）

- 市営住宅の入居などに関すること 各管轄の住宅管理センター
- 高齢者の介護や福祉などに関すること 各地域包括支援センター
- 障がい者の福祉や差別などに関すること 各区障がい者基幹相談支援センター
- こころの悩みに関すること 市こころの健康センター（こころの悩み電話相談）

*各窓口の連絡先は、インターネットやくらしの便利帳などでお調べいただくか、各区役所または大阪市総合コールセンター（電話06-4301-7285(なにわコール)、FAX06-6373-3302）にお尋ねください。

こんな場合は、お手続きください。

入居中の手続き

市営住宅には、市が承認した名義人、同居親族のほかは入居できません。入院・施設入所・出張等で15日間以上市営住宅を使用しない場合には、管轄する住宅管理センターへ一時不在届を提出する必要があります。

下記のような場合はすみやかに手続きを行ってください。

名義変更などについては、承認できる条件がありますので、ご相談ください。

また、現市営住宅に転居後、住民票の転入届・転居届などの異動手続きをされていない方は、至急行ってください。

なお、各種手続きをせずに入居されている場合は、引き続き入居ができなくなることもありますので、必ず手続きを行ってください。

- 名義人が死亡したり、転出（離婚、結婚等）した場合で、同居の親族が引き続き居住しようとするとき
- 本市が承認した同居親族以外の親族を同居させようとするとき
- 死亡または転出により同居者に異動が生じたとき
- 緊急連絡先を登録又は変更しようとするとき
- 保証人が死亡等により保証人でなくなったとき
- 名義人または同居者の氏名が変わったとき
- 名義人または同居者が15日間以上市営住宅を使用しないとき

名義変更申請

同居承認申請

同居者異動届

緊急連絡先届

保証人廃止届

改姓届

一時不在届



緊急連絡先届

入居中の手続きに必要な住民票の写し・住民税課税証明書の添付が原則として省略できます

平成30年7月より、市営住宅の管理に関する事務において、本市が保有する住民基本台帳（住民票）情報及び住民税課税情報の連携を開始しました。

これに伴い、入居中の各種手続きに必要な書類のうち、住民票の写し及び住民税課税証明書の提出については、原則として添付を省略することが可能となりました。

なお、本市保有の情報との連携で照合ができない方〔住民税未申告の場合を含む。〕については、従来どおり住民票の写し又は住民税課税証明書を提出いただきます。

詳しくは、管轄の住宅管理センターまでお問い合わせください。

住宅を退去するとき

◆退去されるときは、所定の届け出が必要です。退去日の15日前までに住宅管理センターに必ず退去の連絡をしてください。また、立会検査の希望日をあわせてお申し出ください。

※当該住宅の自治会、連絡員にも退去の報告が必要です。

◆入居時、入居中に自ら改造・模様替え（浴室タイル・クッションフロアシート・壁紙等）や設置（浴槽・給湯器・エアコン等）されたものについては、退去日までに撤去のうえ必ず原状に復してください。

◆使用されていた家具・家電製品・カーペットなどは退去日までに全て搬出して、住宅内には何も残さず、次の入居者が気持ちよく入居いただけるよう十分清掃をお願いします。

（単身入居の方がお亡くなりになる等で、ご家族の方が退去手続き頂く場合も同様です。）

住宅の入替について

加齢または病気（一時的なものは除く）等により階段の昇降が困難になった場合などに、住宅の入替を申請することができます。また、家賃の減免を受けておられる方で、広い住宅や新しい住宅にお住まいのために減免後の家賃が高く負担が困難な方も、家賃の負担が軽くなる住宅への入替の申請をすることができる場合があります。

条件、提出書類などの詳細は住宅管理センターにお問い合わせください。

なお、住宅の入替までに相当の時間を要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

（お知らせ）市営住宅の保証人制度の見直しについて

市営住宅が担う住宅セーフティネットとしての役割等を踏まえ、保証人が確保できないために入居できないといった事態が生じないよう、市営住宅の保証人制度の見直しを図ることとし、令和元年10月に大阪市営住宅条例が改正されました（令和2年4月より施行）。

これに伴い、これまで市営住宅の入居契約及び名義変更申請の際に必要としていた保証人につきましては、令和2年4月より不要となりました。（現在市営住宅に入居中の方に係る従前からの保証人については、変更ありません。）

なお、入居中における不測の事故等に備え、緊急連絡先の届け出にご協力をお願いいたします。

市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅

入居者募集中

- 公営住宅の収入基準を超える方など中堅所得者層向けの賃貸住宅です。
- 市営すまいりんぐ、市営すまいりんぐ（子育て応援型）、市営特定賃貸住宅の一部（井高野・南江口第2・放出東・御崎住宅）及び一部の市営再開発住宅（長橋通・南津守第2住宅）には、入居世帯の所得に応じて、申請により家賃負担を軽減するための家賃減額制度が設けられており、世帯の収入と住宅の広さ、建設されてからの年数等に応じて負担家賃額が決まります。
- 上記以外の市営特定賃貸住宅及び市営再開発住宅の家賃は、一定額となっております。

申込みについて

申込みには、収入・同居親族などの条件があります。（単身者の方も入居可能な住宅があります。）先着順にて随時受付しています。（土曜・日曜・祝日も受付しています。）インターネットでの申込み受付も可能です。（詳しくは、下記問合せ先ホームページをご覧ください。）

問合せ先

大阪市営住宅募集センター 募集担当 TEL : 06-6882-7012

大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市立住まい情報センタービル5階

(Osaka Metro(地下鉄)「天神橋筋六丁目」駅3号出口すぐ)

(ホームページアドレス〔大阪市住まい公社ホームページ内〕)

<https://www.osaka-jk.or.jp/shiei/>

（スマートフォン等で右のQRコードを読み取りアクセスできます。）



お問い合わせ先（住宅管理センター）（電話をおかけになるときは、番号をよく確認のうえおかけください。）

梅田住宅管理センター

（北区 都島区 福島区 此花区
中央区 西区 港区 西淀川区
淀川区 東淀川区 東成区 旭区
城東区 鶴見区にお住まいの方）

〒530-0001

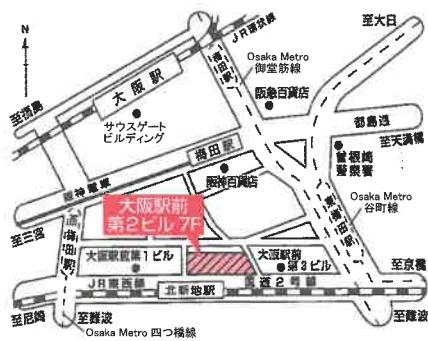
北区梅田1-2-2-700

大阪駅前第2ビル7階

（TEL）管理：06-6343-5012

工務：06-6343-5011

（FAX）06-6343-5013



阿倍野住宅管理センター

（大正区 天王寺区 浪速区
生野区 阿倍野区 住之江区
住吉区 東住吉区 西成区
にお住まいの方）

〒545-0051

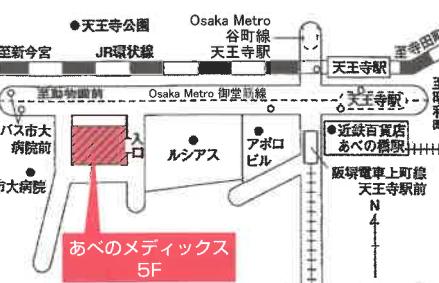
阿倍野区旭町1-2-7-500

あべのメディックス5階

（TEL）管理：06-6649-1103

工務：06-6649-1102

（FAX）06-6649-1191



※日曜日にお越しの方は1階正面玄関の案内表示板に設置しているインターフォンにてお呼びください。

平野住宅管理センター

（平野区にお住まいの方）

〒547-0021

平野区喜連東4-4-35

（TEL）管理：06-6703-4236

工務：06-6703-4235

（FAX）06-6703-4237



・執務時間：月～土曜日・毎月最終日曜日 午前9時から午後5時30分（土曜日・毎月最終日曜日は一部取り扱えない業務があります。）

・日曜日（毎月最終日曜日を除く）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は業務を致しておりません。

・執務時間外の水漏れ、火災等、特に緊急を要す場合に限り、時間外緊急連絡センターで受け付け致します。

（TEL）06-6307-5537

【堂ヶ芝住宅 11号館にお住まいの方】（TEL）06-6641-7610



おたがいの人権守って明るい社会



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025